

中東知的財産ニュースレター Vol. 99

◆ 目次

1. 主要トピック

エジプト

- ・ 特許審査料の倍増と支払期限の短縮

湾岸協力会議（GCC）

- ・ 知的財産と国際法に関する新たな委員会が発足

カタール

- ・ 商工省（MOCI）が商標侵害対策に関するワークショップを開催
- ・ フランスとの戦略対話で知的財産が重要な議題に

トルコ

- ・ トルコ破棄院が悪意（bad faith）による商標出願を確認

アラブ首長国連邦（UAE）

- ・ 国際商標協会（INTA）は中東・北アフリカ地域（MENA）の地域事務所をドバイに開設予定

イエメン

- ・ アデン商標局がニース分類の第 12 版を採用
- ・ 商標に関してサナア商標局に提出される委任状すべてにつき領事認証を要求

2. 他のトピック

文末を参照

◆ ニュース

1. 主要トピック

エジプト

- ・ 特許審査料の倍増と支払期限の短縮¹

¹ <https://rnaip.com/egypt-doubles-patent-examination-fees-and-revises-payment-deadlines/>

エジプト知的財産庁（Egyptian Intellectual Property Authority；EGIPA）は 2025 年 7 月 17 日付の官報第 132 号（Official Gazette No. 132²）において 2025 年法律第 26 号（Decree No. 26 of 2025）を公開し、エジプトの特許審査手続に関わる重大な変更を導入した。

2025 年 6 月 18 日をもって特許審査の公定手数料が倍額に引き上げられ、従来の 25,000 エジプト・ポンドから 50,000 エジプト・ポンド（米ドル換算で約 1,060 ドル/日本円換算で約 168,000 円）となった。さらに、従来は出願受理が公式に通知された日から 6 か月以内とされていた審査手数料および専門家手数料の納付期限が 3 か月以内に短縮された。

湾岸協力会議（GCC）

・知的財産と国際法に関する新たな委員会が発足³

国際法協会（International Law Association；ILA）の GCC 支部は、「知的財産と国際法に関する委員会」（Committee on Intellectual Property and International Law）の新設を発表した。この委員会は湾岸協力会議の公的機関と連携する組織ではなく、国際法の研究と向上に専従する非営利団体である ILA のより巨視的な使命を反映したものである。

新設される委員会の活動目標は、国内的・地域的な法的枠組みを世界的な規範やベスト・プラクティスに合致させる方法に重点を置いて、国際的・地域的な知財問題に関する研究・教育・対話を推進することである。同委員会はさらに、持続可能性、スポーツ、裁判外紛争処理手続、新興技術といった様々な分野と知的財産との接点を探究しようとしている。

ILA の今回の構想は、湾岸地域がイノベーションと経済成長の支援を目指して知的財産制度の強化を次第に重視するようになっていく現状を浮き彫りにしている。新設される委員会の活動は、国際的な知的財産法に対するより統一的な理解を GCC 全体に普及させるのに役立つものと期待されている。

トルコ

・トルコ破棄院が悪意（bad faith）による商標出願を確認⁴

トルコ破棄院（Turkish Court of Cassation）の第 11 民事部（the 11th Civil Chamber）が 2025 年 3 月 18 日付で示した判決は、悪意（bad faith）による商標出願を認定した下級審判決を支持し、トルコ商標法に基づく重要な基準を明示するものとなった。

訴訟の争点となったのは、商標区分第 7 類および第 35 類について 2019 年に出願された商標「Stayer+」である。この商標の登録に対し異議申立人は、問題の商標は先行登録された周知商標

² <https://www.cairo24.com/2229976>

³ <https://x.com/ILAGulfCCouncil/status/1934873855778013560>

⁴ <https://www.managingip.com/article/2exgpdv9ow3j65xhniq68/sponsored-content/turkish-court-of-cassation-underlines-key-factors-in-establishing-trademark-bad-faith>

「Stayer」との混同可能性を生じさせている上、「Stayer+」の出願は悪意によるものであると主張した。これに対しトルコ特許商標庁（Turkish Patent and Trademark Office）は、「悪意による出願」という異議申立人の主張を当初は否定していたが、地方控訴裁判所（Regional Court of Appeal）は同庁とは異なる判断を示し、異議申立人の商標「Stayer」の識別力と業界での評判を指摘した。

出願人は先行商標の存在を知っていた可能性が高く、先行商標に酷似した標章を敢えて採用したことにつき有効な正当事由を提示していない、と控訴審は結論している。出願人の悪意は特定の商品や役務にとどまらず出願全体に及んでいる、と控訴審は判示し、登録の完全な抹消を命じた。

破棄院は特許商標庁の上告を却下し、トルコ法の下では先行商標の識別力と評判は——当事者間に直接の関係が存在しない場合であっても——悪意の認定を裏付けるものとなりうることを確認した。

今回の判決は、トルコで商標登録を取得するまでの行状が重要であるという認識を強化するとともに、定評あるブランドに類似した商標を採用することの危険性を強調するものである。

カタール

・フランスとの戦略対話で知的財産が重要な議題に⁵

2025年6月12日、カタールとフランスは今回が3度目となる両国間の戦略対話をパリで開催し、知的財産を含めた主要な部門での協力拡大を目指す両者の取組を再確認した。

カタールがフランス経済に提供する100億ユーロ（米ドル換算で約108億ドル/日本円換算で約1.69兆円）の投資コミットメントの一部として、知的財産は半導体・デジタル経済・人工知能・ヘルスケアと並ぶ戦略的協力部門に指定されている。

今回の戦略対話では、カタールが同国の「国家ビジョン2030」（National Vision 2030）に従ってイノベーションと知財保護の促進に注力していることが強調され、両国は、共同イニシアティブ、官民の協力関係、研究プログラムなど、知財資産の商業化と技術移転をサポートする活動を通じて提携を進めていくことで合意した。

こうした知財に関する協力関係の発展は、イノベーションや経済多様化に関する長期目標に基盤を提供するとともに、二国間の貿易や投資を強化する要因となることが期待されている。

・商工省（MOCI）が商標侵害対策に関するワークショップを開催⁶

⁵ <https://www.diplomatie.gouv.fr/en/country-files/qatar/events/article/joint-statement-third-strategic-dialogue-between-the-french-republic-and-the>

⁶ <https://gna.org.qa/en/news/news-details?id=moci-holds-workshop-to-solidify-trademark-infringement-combat&date=18/06/2025>

2025 年 6 月 18 日、カタール商工省（Ministry of Commerce and Industry ; MOCI）は、同国ルサイル市にある同省の本省において、ブランド権利者の保護団体である Brand Owners Protection Group（Gulf BPG）と共同で、商標侵害対策と模倣品の識別を主題とする研修ワークショップを開催した。

このワークショップには MOCI の知的財産権保護課（Intellectual Property Rights Protection Department）および消費者保護・商業詐欺対策課（Consumer Protection and Commercial Fraud Department）の職員がこぞって参加しただけでなく、内務省（Ministry of Interior）と関税局（General Authority of Customs）の代表も姿を見せた。

研修内容には真正品と模倣品との識別方法に関する実践的な演習が含まれていた。今回の研修では、組織的な調査活動の過程で遭遇する諸々の課題が強調され、商標侵害の発見に利用される最新の技術が提示されている。

アラブ首長国連邦（UAE）

・国際商標協会（INTA）は中東・北アフリカ地域（MENA）の地域事務所をドバイに開設予定⁷

国際商標協会（International Trademark Association ; INTA）は、アラブ首長国連邦のドバイ首長国に同協会の地域事務所を新たに開設し、2025 年下半年には業務を開始する予定だと発表した。この発表が行われたのは、過日サンディエゴで開催された INTA の年次総会の席上である。

新設される地域事務所は、中東・北アフリカ地域（MENA）で展開される知財関連の研修・政策への関与・協力関係構築の拠点としての機能を果たすことになる。INTA の言明によれば、こうした動きは中東・北アフリカ地域の会員が増加しつつある現状に対処するためのものであり、これら会員の商標保護・模倣品対策・能力開発の支援を目指すという。

イエメン

・アデン商標局がニース分類の第 12 版を採用⁸

アデンに所在するイエメン商標局は 2025 年 4 月 28 日以降、ニース国際分類の第 12 版を正式に採用している。

最新版の採用によって、イエメンの商標分類システムは商品・役務の分類に関する最新の国際基準に適合するものとなり、複数の法域で商標出願を行う出願人には、より大きな一貫性が提供されることになる。

⁷ <https://www.wam.ae/en/article/bk7sm3i-international-trademark-association-opens-regional>

⁸ <https://alyafi-ip.com/yemen-trademark-nice-classification-2025/>

・商標に関してサナア商標局に提出される委任状すべてにつき領事認証を要求⁹

サナアに所在するイエメン商標局は、商標事案に関して提出される委任状について新たな規則を公布した。

この新規則は直ちに発効し、すべての委任状はイエメン大使館による領事認証を要求されることになった。過去に認証された包括委任状は、個々の委任状について個別に領事認証を得ていない限り、受理されないことになった。

委任状により与えられる代理権の範囲を拡大し、制限を避けるようにするためには、今後作成される委任状の中に、「および以後の業務すべて」（and for all subsequent works）という文言を盛り込むことをお勧めする。委任状が当初の出願だけでなく将来の行為にも適用されるようにしたい場合、この文言が役に立つだろう。

2. 他のトピック

バーレーン

- ・バーレーンがニース分類の第 12 版を採用

<https://www.aippi.org/news/bahrain-adopts-the-12th-edition-of-the-nice-classification/> (2025 年 6 月 20 日)

湾岸協力会議（GCC）

- ・キー操作で広がる世界：GCC では e スポーツが急成長

<https://www.twobirds.com/en/insights/2025/saudi-arabia/control,-alt,-expand-the-rise-and-rise-of-esports-in-the-gcc> (2025 年 6 月 11 日)

- ・GCC の産業界を混乱させる 5 つのイノベーション

<https://www.weforum.org/stories/2025/06/5-innovations-disrupting-industries-in-the-gcc/> (2025 年 6 月 6 日)

クウェート

- ・クウェート首相がデジタル協力機構（Digital Cooperation Organization）のトップを歓待

<https://kuwaitnewsgazette.com/kuwait-pm-receives-digital-cooperation-organization-chief/> (2025 年 5 月 28 日)

オマーン

- ・知識共有プラットフォームの Knowledge Oman とオマーンの有名私大マスカット大学（Muscat College）が地域の起業家教育の強化に向けて協力

⁹ <https://alyafi-ip.com/yemen-trademark-poa-update/>

<https://www.thearabianstories.com/2025/06/01/knowledge-oman-and-muscat-college-collaborate-to-strengthen-community-entrepreneurship/> (2025 年 6 月 1 日)

- ・オマーンの目下の努力目標は 2030 年までにグローバル・イノベーション・インデックスのトップグループに名を連ねること

<https://cdn-3.timesofoman.com/article/158853-oman-making-efforts-to-be-among-top-in-global-innovation-index-by-2030> (2025 年 6 月 2 日)

- ・オマーンにおける投資・商事関連の紛争解決に新時代が到来

<https://alyafi-ip.com/court-investment-commerce-oman/> (2025 年 6 月 24 日)

パキスタン

- ・所期の目標を実現するために知的財産権法の厳格なエンフォースメントを訴えるシンド州の高官シャルジール氏

<https://www.urdupoint.com/en/pakistan/sharjeel-for-strict-enforcement-of-intellectu-1999818.html>
(2025 年 6 月 19 日)

- ・地理的表示と持続可能な開発：社会経済的な発展に向けてパキスタンの地理的表示枠組みに関わる政策的なギャップの解消

<https://www.mdpi.com/2071-1050/17/11/5114> (2025 年 6 月 2 日)

- ・パキスタンの産業近代化を促進する Quantum Valley 構想

<https://www.inp.net.pk/article-detail/inp-wealthpk/quantum-valley-to-boost-pakistans-industrial-modernization> (2025 年 6 月 23 日)

カタール

- ・カタールの知的財産保護を活用する方法

<https://www.middleeastbriefing.com/news/how-to-navigate-intellectual-property-protection-in-qatar/>
(2025 年 6 月 16 日)

- ・国際的な法律フォーラム「Tashkent Law Spring」にカタールが参加

<https://qna.org.qa/en/news/news-details?id=qatar-participates-in-tashkent-law-spring-forum&date=29/05/2025> (2025 年 5 月 29 日)

- ・カタール首長がイノベーションと科学研究を支援する国家機関を設立する法令を公布

<https://thepeninsulaqatar.com/article/04/06/2025/amir-issues-decree-establishing-qatari-institute-supporting-innovation,-scientific-research> (2025 年 6 月 4 日)

サウジアラビア

- ・国際音声・視聴覚アーカイブ協会（International Association of Sound and Audiovisual Archives）にサウジアラビア映画委員会が加入

<https://www.spa.gov.sa/en/N2337520> (2025 年 6 月 10 日)

・ 遺伝資源、伝統的知識およびフォークロアに関する WIPO 政府間委員会の監理委員会にサウジアラビアが再選出——世界が認めるリーダーシップ

<https://thesauditimes.net/en/saudi-arabia-re-elected-to-igc-administrative-committee-in-global-recognition-of-leadership/> (2025 年 6 月 14 日)

・ 委員会の組織とリーダーシップに関わる効率性向上を支援するため複数の副官を任命して SAIP に配置

https://www.linkedin.com/posts/saipksa_aepaesetaesaeraeyeraebraepaesepaeraezaeyeraer-activity-7342573892324024320-m75q?utm_source=social_share_send&utm_medium=android_app&rcm=ACoAAB4uUjoBeP27iGJs1KXVftfax5QIGWTlaw8&utm_campaign=gmail (2025 年 6 月 22 日)

・ サウジアラビア、ライセンシング業界の要人と専門家が集う国際会議をリヤドで初開催
<https://www.licenseglobal.com/licensing-events/saudi-arabia-to-host-inaugural-licensing-industry-conference-in-riyadh> (2025 年 6 月 6 日)

トルコ

・ トルコのアフヨン産ソーセージが EU の地理的表示認定を取得

<https://www.dailysabah.com/life/food/turkiyes-afyon-sausage-gains-eu-geographical-indication-recognition> (2025 年 6 月 12 日)

・ トルコ商標登録のための実践的ガイド：欧亜の架け橋トルコにおける自社ブランドの保護
<https://harris-sliwoski.com/blog/registering-trademarks-in-turkiye-what-you-need-to-know/> (2025 年 6 月 16 日)

・ 2025 年 6 月 17～18 日、中国知識産権局（CNIPA）の胡文輝副局長が率いる代表団がトルコ特許商標庁（TÜRKPATENT）を訪問
<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/delegation-from-the-china-national-intellectual-property-administration-visited-turkpatent> (2025 年 6 月 19 日)

アラブ首長国連邦（UAE）

・ クリエイティブ産業クラスターの海外直接投資でドバイがまたもトップに

<https://www.zawya.com/en/economy/gcc/dubai-tops-again-in-creative-industries-cluster-fdi-be6tgzm3> (2025 年 6 月 3 日)

イエメン

・ 関税局の会議で密輸取締戦略に関するワークショップ開催を協議

<https://www.saba.ye/en/news3492615.htm> (2025 年 6 月 2 日)

[特許庁委託]

中東知的財産ニューズレター Vol. 99

[著者]

Saba Intellectual Property

SABA
INTELLECTUAL
PROPERTY

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2025 年 7 月発行 禁無断転載

本ニューズレターは、Saba Intellectual Property が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニューズレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニューズレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。